

令和2年6月23日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコン用ACアダプター（「ノートパソコン」として公表）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 3件
（うちアンプ1件、ノートパソコン1件、椅子1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 7件
（うちエアゾール缶（消臭剤）1件、電動アシスト自転車1件、電気洗濯機1件、電気ポンプ（井戸用）1件、電気温風機1件、リチウム電池内蔵充電器1件、携帯電話機1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900329を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社）が輸入したノートパソコン用ACアダプター（「ノートパソコン」として公表）について（管理番号：A202000180）

①事象について

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したノートパソコン及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償部品交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）6月22日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、同月25日に新聞社告を行い、対象ACアダプターをお持ちの方に対し、無償部品交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202000180）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：ACアダプター部品番号、製造期間、対象台数

ACアダプター部品番号	製造期間	対象台数
G71C0009S210	2011年2月、3月、6月	70,742
G71C0009T110	2009年12月、 2010年3月～7月	327,256
G71C0009T210	2011年1月～4月	114,179
G71C0009T116	2011年7月	4,855
合 計		517,032

2018年（平成30年）6月22日からリコール（無償部品交換）を実施
回収率：16.2%（2020年5月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです（「ノートパソコン」又は「デスクトップパソコン」として公表しています。）。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	1	火災	2014年度	0	—
2019年度	8	火災	2013年度	0	—
2018年度	8	火災	2012年度	0	—
2017年度	4	火災	2011年度	0	—
2016年度	4	火災	2010年度	0	—
2015年度	1	火災			

※当該事故（管理番号：A202000180）は含まない。

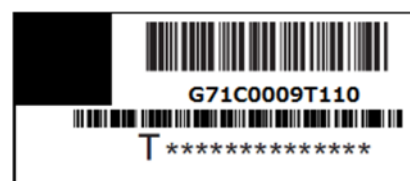
<ACアダプターの外観及び確認方法>

ACアダプターに貼付のシールに部品番号が記載されていますので、以下を参考に御確認ください。

G71C0009S210



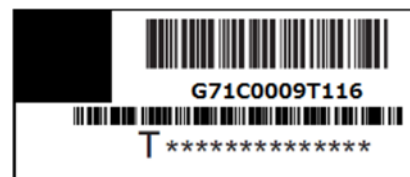
G71C0009T110



G71C0009T210



G71C0009T116



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちにパソコン本体及びコンセントからACアダプターを外して使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

Dynabook株式会社「dynabook ACアダプター交換窓口」

電話番号：0120(008)772

受付時間：9時～19時（土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。）

ウェブサイト：http://dynabook.com/assistpc/info/2018/201806_aca.htm

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、豊田

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、田代

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900329	令和元年7月20日	令和元年8月1日	アンプ	CP4200	株式会社サウンドハウス (輸入事業者)	火災	宿泊施設で当該製品の電源を入れたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、基板の銅箔パターン間で絶縁破壊が生じて焼損したものと推定されるが、基板及び銅箔パターンの一部が焼失していることから、絶縁破壊が生じた原因の特定には至らなかった。	神奈川県	令和元年8月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000180	令和2年5月17日	令和2年6月18日	ノートパソコン	dynabook T350/46BR	株式会社東芝(現 D ynabook株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	令和2年6月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月10日 平成30年6月22日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 16.2%
A202000184	令和2年5月4日	令和2年6月19日	椅子	シャスタ3LBR	株式会社ニトリ (輸入事業者)	重傷1名	小学生が当該製品に着座しようとしたところ、右足を負傷した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月7日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000177	令和元年12月14日	令和2年6月18日	エアゾール缶(消臭剤)	火災 重傷1名	当該製品をトイレ内で使用していたところ、爆発する火災が発生し、1名が火傷を負った。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月11日
A202000178	平成28年10月24日	令和2年6月18日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月12日
A202000179	令和2年4月8日	令和2年6月18日	電気洗濯機	火災	当該製品及び建物1棟を全焼、2棟を類焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月9日
A202000181	令和2年6月3日	令和2年6月18日	電気ポンプ(井戸用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202000182	令和2年3月24日	令和2年6月18日	電気温風機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和2年4月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年5月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202000183	令和元年11月22日	令和2年6月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を鞆に入れていたところ、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和2年6月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月25日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202000185	令和2年4月19日	令和2年6月19日	携帯電話機	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	島根県	令和2年5月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月9日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし

アンプ (管理番号:A201900329)



椅子 (管理番号:A202000184)

